一時金については、動勉

2、業務職給料表について

手当の年間支給月数を0・

OSH

# 

## 2023賃金確定闘争の経過

の月例給の官民較差の・% % (3、869円) を埋め る形で全職員の俸給表を引 ついては0・1月引上げ4 犯り動士・競士を行った。

特別区人事委員会は2月 1日、本年の公民較差0・ 8%(で、1027円)に基づ き、初任給及び若年層に重 一時金については、

第一波総決起集

水準については、行政系骸 られている上に、行政系人

2023年賃金確定闘争、

る。今年度については2月

期の動勉手当の支給月数を

〇・1月引上げる。(再任

用織具についてはる・6月

を勘勉手当で支給)

行政職給料表(一)の改 同じく、本年4月1日から

る、会計年度任用職員に係る給与の取扱いに

会の最終提案について

るように、定年引上げの交 歩において昇給四割圧縮を 2歳引き上げることで苦渋 の判断をしたが、それでも が再任用賃金を下回る職員 は多数存在し、の歳以降の 身の振り方を検討すること や雑骸せざるを得ない状况 になっている。 これでは、 **高齢層の知識・経験を活用** し、活躍してもらうとした 定年引上げの趣旨にそぐわ

意味がないことを主張して

こうした実態となってい るのは、支指・対傍轍に直 また、一時金を他団体の の水準が低すぎるからにほ ように期末手当で措置しな

かならない。行政職と現業 職という職に違いはある が、どちらも区民の安心・ 安全を守るため、日々奮闘

げについて、東京都におけずことの回答にとどまった。

務手当・任用面等あらゆる 方策を区長会に提示し、行 政職や他都市の業務職と比 水準を抜本的に改善するこ

区長会からは、 具本的な 業務職給料表の水準引上 まいりたいと考えておりま

を行わないことを求めた。

希望による転職制度(5

号転)については、身体を酷

## g. 技能・業務系人事制度について

今年度から本則適用とな った、2級職の昇任選考資

る職員から、定年年齢の引



方に有益な見直しと考え、 **早急な突討を強く求めた** 

## 持別区人事委員会勧告作業に関する要請 および区長会要請について

我われは昨年の交渉結果 を踏まえ、特区連とともに 人事委員会に対する、家族 署名行動に取り組んだ。集 約数は過去最大となった。

⊗月7日人事院勧告が出 されたことに伴い、9月8 日に本部常任および地連・ 一組代表者を交え、「特別

の均衡を図るという従来の 考え方を強調し、我われの え方を明らかにすることは なかった。しかし、昨今にお ける急嗽な物価高騰は、若年 そ中立な第三者機関として 役割を果たし、本年の勧告 に際しては、物価上昇分を

告」を行った。その内容は、 差額支給者を除外して公民

ひ版ゆれした。

わが組合は、勧告後、直 は、人事委員会制度の趣旨

担当技能民職について

理解もできない。生計賞原

職務への土気を向上させる

観点からも、賃金水準の改

善と魅力のある人事制度に

向けた<br />
医本的改善を<br />
求めた。

年の勧告の取扱いについて

を踏まえるとともに、特別

況、国や他団体、民間の動

区長会会長からは、「本

は、技能長へのステップや

制度が改正されて以降、日 本一生計費がかかる特別区 に働く職員の賃金は、国公 とのラスパイレス比較にお

の理解と納得が得られるよ いて、全国平均を大きく下 寅重に倹討してまいりま 回る水準に留め置かれていず」との例年通りの回答に 2月2日、連合会館で開 組管理者への要請行動、ス 崔された第一皮総央昭東会 テッカー調争等を取組み、

要請に対して踏み込んだ考は、勧告内容を全体で共有、特別区に働く清掃職員の賃 するとともに、「00000 年賃金確定を中心とする秋 明調争方針 | 並びに「200

> 今賃金確定を調う意思統 を図った。

議会議長に対し、「職員の場の全組合員とその家族に意思統一を図った。

## 6. 第1回拡大闘争委員会

金・労働条件の改善を訴え

そして最終局面を迎える 「2023賃金確定闘争第

年々、過酷さを増す事常 き、各区において適時適切 722円(0・8%)を解 大闘争委員会を開催し、こ ①生計費原則を重視し、物 るも区長会は、「検討の最 交渉委員の責任者である副 ではない暑さへの対策の重 な対応が図られるものと認 消するため、初任絶及び若 の間の交渉経過を周知する 価上昇分を超える全職員へ 終段階に入っている」とし 区長会正副会長との会談が 年曜に重点を置きつつ、全 とともに、「2023賃金 の月例給を引上げるととも か言及せず、我われの要求 もたれ、踏み込んだ内容が 級全号給の給料表を引上げ 確定闘争 最終局面を迎え に、一時金については、民 に対する区長会の踏み込ん 示された。 改定とし、一時金について るにあたって (紫)」を全 間準拠の観点から特別区の だ考え方は示されなかっ その後の団体交渉におい は〇・12月引上げ、一般職体で確認した。また、下記算出基礎を見直し、更なるた。そして、区長会が最終て、区長会から示された最 私どもとしても、皆さん を進めてまいりたいと考え 員については動勉手当に割 の6点を重点項目に設定 改善を求める。②業務職給 交渉日とした3日の夜、局 終提案は以下のとおりであ し、最終局面へむけて交渉、料表の水準改善について、面の打開に向けて中央執行る。

三波総決起集会」には、各いても、就職水河期世代を 長会に判断させる。以上を

転職の年齢制限を徹案する ていくため、清掃職場にお にて32区において導入を区で確認した。

渉目と設定した11月2日 (火)の翌日27日(水)始 上回る、全職員の月例給及 第2回団体交渉において要 が結集し、各地連、一組総 することを求める。⑥会計 の準備指令を発し、膠音状 び一時金の引上げを求めた。 求書を提出するとともに、 支部、青年部からの決意表 年度任用職員の処遇改善に 態に陥っている協議の進展 四月1日、特別区人事委 地連による各プロック幹事 明を受け、改めて200m ついて、法改正や総務省連 を図り、区長会の歩み寄り 員会は、況区各区長と況区 区長要請行動・集会、各職 賃金確定闘争勝利を目指し 知を踏まえ、今賃金確定期 を引き出すことを全会一致

## て、最終局面の動きについて

人事院は8月7日、本年 し、一般職員については全 額動勉手当に割り振ること

かったことや、引き続き、

のとしたことは、織員の不

## 2. 技能・業務系職員の賃金水準の改善につ

るものではない。

技能・業務系職員の賃金 事制度の改正に伴う「職員 構成等の一過性の歪みこに

また、何度も主張してい

## ては、任期が3か月以内の 者等を除き、常動職員の給 与の牧宅に係る取扱いに筆

給の改定月数と同月数を上 乗せする特例措置を実施す とする経過措置を設けると 月に支給する期末手当の支

②給与の改定時期につい

上の者とし、支給月数を管

の段階ごとの分布率及び一

津拠出劇合をつパーセント

かかかん

## 4. 担当技能長について

引き続き、各区における 阻当技能長の運用状况につ いて、労使で検証し、課題

の共有化を図るとともに、 **心更こなり、** 着きんと 協議 を重ねていく。

## ら、ら号版について

①動勉手当については、から支給する。支給対象を身体を酷使する清掃職員とを受け止める。 2024年度6月期一時金 原則として任期がらか月以 としての強い要求であるこ

ら.就職氷河期世代を対象とする採用制度の

制度の導入に当たって 趣旨を踏まえた上で、慎重 給与等に関する報告及び勧 よる署名行動、各区長・一 は、各区の採用意向や制度 に検討する必要がある。

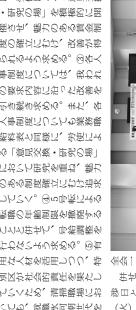
## ア、熱中症対策について

要生を理解します。引き続 撒している。

## 8. 業務職給料表の水準改善及び各人事制度 に係る意見交換・研究の場について

と情力的に意見交換や研究 ている。

軟差を算出し、公民較差3、 :月8日(水)第1回拡 の強化を図ることとした。 小委員会交渉等を開催す 委員長・書記長と区長会側



10月18日 10月23日 10月26日 10月25日



2028年二年2日

第8回中央委員会

2023賃金確定闘争第三波総決起集会

三地連第二波総決起集

7 H 8 H

11. 11. 11.

一波総決起

2回専門委員会交渉

11月16日

11月13日

: 区長会会長要請 : 第3回專門委員会交渉 : 第1回小委員会交渉 : 第1回小委員会交渉

(<del>美</del> 3

11月17日 11月21日

要請行動

(千代田区長)

・地連・幹

• 幹事区

地連・幹事区

# 定に準じた引上げ改定をす 適用。差額分は遡及し、27月 ることとし、勧告給は表と、 の月列給とこむに支払う。

7 🖪 Щ

2 0  $\widehat{\boldsymbol{\varepsilon}}$